

## 8. 法学研究科

I	法学研究科の教育目的と特徴	8-2
II	「教育の水準」の分析・判定	8-8
	分析項目 I 教育活動の状況	8-8
	分析項目 II 教育成果の状況	8-26
III	「質の向上度」の分析	8-36

## I 法学研究科の教育目的と特徴

優れた研究者を養成することは本研究科の最も重要な使命である。しかし、社会人として高度の専門的知識を身につけたい方等の様々なニーズに対応して多様なコースを本研究科では設けてきた。なお、専門職学位課程（実務法律専攻）については別稿にて分析する。

### （教育目的）

- 1 本研究科は博士課程に理論法学専攻と政治学専攻を置き、以下の教育目標を掲げている《資料1》。

《資料1：法学研究科博士課程の教育目的》

専攻	教育目的
理論法学専攻	法の基礎的研究とともに、前期課程においては、研究・教育に従事する国内外の次世代の法学研究者の養成、学部段階以上の法学の知識を有し、豊かな問題解決能力を備えた人材の育成、現代社会の法律問題、政策問題に対応しうる応用的・实际的・総合的な解決能力を有する社会人の教育、より専門性の高い分野で活躍できる職業法曹等の養成及び継続教育を、後期課程においては、実務法律専攻を修了した者も含め、次世代研究者の研究・教育能力のさらなる深化、前期課程において行った研究を踏まえ、より高度な問題解決能力を有する専門職業人の養成を目的とする。
政治学専攻	政治学の基礎的・応用的研究とともに、前期課程においては、研究・教育に従事する国内外の次世代の政治学研究者の養成、学部段階以上の政治学の知識を有し、豊かな問題解決能力を備えた人材の養成、現代社会の政治問題、政策問題に対応しうる応用的・实际的・総合的な解決能力を有する社会人の教育を、後期課程においては、次世代研究者の研究・教育能力のさらなる深化、前期課程において行った研究を踏まえ、より高度な問題解決能力を有する専門職業人の養成を目的とする。

- 2 現行の中期目標においては、「教育憲章」に掲げた、国際性及び専門性を身に付けた個性輝く人材を養成するため、国際的に魅力ある教育を展開すること、また、豊富な研究成果を活かして社会の変化を先導し、個人と国際社会が進むべき道を切り拓く高度な知識・能力を有する、次世代の研究者をはじめとした多様な人材の育成に努め、教育の更なる高みを目指すことを定めている。
- 3 上記のような人材の養成に向けて、本研究科は、研究者コースのみならず、前期課程では専修コース、社会人コース、法曹リカレントコースを、後期課程では高度専門職業人コースを設けて、多様な社会のニーズに応えることに重点をおいてきた。博士課程前期課程の研究者コース及び専修コースでは、実定法科目を専攻する学生の募集を法科大学院の設置に伴い停止していたが、平成27年度に再開した。法科大学院を経由せずに研究者を目指す道を開き、より多くの法学研究者を育成すること、及び、学部段階以上に高度な問題解決能力を備えた人材を実定法分野においても育成することを目指している。同年度からは、経済・産業のグローバル化を牽引するビジネス・リーダーを育成すべく、英語による講義で修士号を取得できるGMAP in Law (Global Master Program in Law) コースも設置した(法学・経済学・経営学の3研究科合同のGlobal Master Programs (GMAPs)の一環である)。博士課程後期課程においても、平成28年度から、国際的競争力のある法律家を養成するため、高度専門法曹コース(通称は「トップローヤーズ・プログラム」

(TLP)) を開設する。

**(組織構成)**

本研究科では《資料2》のような組織構成をとっている。

《資料2：法学研究科博士課程の組織構成》

専攻	講座
理論法学専攻	理論公共法講座、理論取引法講座、基礎法理論講座
政治学専攻	政治理論講座、国際政策分析講座、現代政治分析講座

**(教育上の特徴)**

- 1 本研究科では大学院生が希望する進路に応じてコースを選択できるようにしている《資料3》。

《資料3：進路に応じたコースとその教育上の特徴》

	履修コース	教育上の特徴
前期課程	研究者コース	日本内外の大学等の研究・教育機関において理論法学及び政治学の諸分野の研究・教育に従事する、次世代の研究者を養成する。
	社会人コース	現在の社会の急速な変化によって生じている法律問題・政策問題に対応しうる応用的・実地的・総合的な解決能力を養成する。また、法学や政治学の領域における関心を有する社会人学生にリフレッシュ教育を行う。
	専修コース	昨今の国内外の急速な情報化・高度化・流動化に伴い、社会における問題も多様化・複雑化していることを受けて、学部段階に比べてより高度の法学や政治学の知識を会得させ、問題解決能力を涵養する。
	GMAP in Law コース (平成 27 年度新設)	国際ビジネスの世界では、専門知識に加えて、すべて英語で仕事をこなすことが求められることから、専門教育に加えて、英語での実務的能力を育成し、国際ビジネス法律家として社会で活躍できる人材の育成を目的とする。
	法曹リカレントコース	職業法曹を受け入れ、専門的・先端的な領域における教育と研究を通じ、より専門性の高い分野で活躍できる人材の育成と継続教育を行う。
後期課程	研究者コース	各専攻領域において対象をさらに深化させる研究及び総合的な法学や政治学の知識・問題解決能力を学生に伝える教育を行い得る能力を養成する。
	高度専門職業人コース	前期課程において行った研究をふまえて、高度化・多様化する社会における法学や政治学上の諸問題を主体的に解決しうる能力を育成する。
	高度専門法曹コース (平成 28 年度新設)	法曹資格を有する者及びそれと同等以上の学力が認められる者を対象として、高度の実務的専門性を体系的に身に付けた国際的競争力のある法律家を養成

		する。
--	--	-----

2 専門化・グローバル化の中で、複雑な問題に対する実践的で高度な問題解決能力及び国際的貢献能力の涵養が要請されている。そこで本研究科では各種の教育プログラムを実施し、かつ実施のための拠点も形成し、それらの教育拠点・プログラムが責任をもって運営されるよう各種委員会を設けている《資料4》。国際的貢献能力育成に向けた多様な取組みも行っている《資料5》。

《資料4：プログラムに基づく教育とその拠点》

プログラム・教育拠点	教育の目標・概要
ジャーナリズム・プログラム	<p>本研究科では、平成18年度から数社の新聞社の寄付・協力を得て、「ジャーナリズム・プログラム」を運営している。ジャーナリストを講師として招聘して授業を行っており、記事・社説や映像番組という媒体を通じて、いかに事実を捉え、伝えていくのかを学び取れることを可能にするとともに、プレゼンテーション能力の向上に資する科目も開講している。</p> <p>※本プログラムは法学研究科の「パブリック・コミュニケーション・センター運営委員会」において運営（平成27年度）。</p>
パブリック・コミュニケーション・センター（PCC） （教育拠点）	<p>平成23年度から、上記の「ジャーナリズム・プログラム」は「パブリック・コミュニケーション・センター（Public Communication Center; PCC）」によって運営されている。本センターは、法学・政治学の立場から、公的な問題を理解した上でその解決策を考え出し、説明を尽くして他者の理解を得ていくことを目標とした教育を実施するための核となるセンターとして、設立された。情報のインプットとアウトプットの双方につき、方法論を修得するとともに実践的な経験を積み重ねるための教育が行われている。</p> <p>※本センターは法学研究科の「パブリック・コミュニケーション・センター運営委員会」において運営（平成27年度）。</p>
国際公共人材育成プログラム	<p>平成23年度から平成25年度まで、上記の「パブリック・コミュニケーション・センター」では、「国際公共人材育成プログラム」が実施された。このプログラムは、問題の解決策を探る方法論の修得を目標の1つとした。例えば「調査方法論」という少人数講義は、このプログラムに基づくものであり、行政文書や資料の収集・操作、あるいはインタビュー調査など質的データを用いた調査の方法に関する実践的なトレーニングを行うものであった。また、日本語・英語双方につき、ライティング・プレゼンテーション能力を向上させることも、このプログラムの目標であり、外国人講師が英語で行う講義も提供していた。公共性と国際性を備えた人材の育成を目指すものであり、このプログラムに基づいて開講した科目の多くは、プログラム終了後も継続して提供されている。</p>
シチュエーション・トレーニング・プログラム（STP）	<p>平成26年度からは、「シチュエーション・トレーニング・プログラム（Situational Training Program; STP）」が、上記「国際公共人材育成プログラム」の後継として、文部科学省の特別経費を受けて実施されている。これまで提供してきた上記のような講義に加えて、国際・国内双方における法的・政治的な意思決定の場面やプロセスを再現・仮構（模擬安保理、模擬国連、模擬商事仲裁、模擬裁判、宇宙法模擬裁判等）した上で、学生が自らをプレイヤーの立場に置く経験を積むことを可能にしている。それらを通じて学生が実務的・実践的な課題の発見・遂行能力を高めていくことを目標にしている。</p> <p>※本プログラムは法学研究科の「パブリック・コミュニケーション・セ</p>

<p>EUIJ 関西（教育拠点）</p>	<p>ンター運営委員会」において運営（平成 27 年度）。</p> <p>平成 17 年度より、神戸大学は、日本における EU に関する研究教育の拠点である EUIJ 関西（EU Institute in Japan, Kansai）の幹事校となった。本研究科学生は、EUIJ 関西コンソーシアムのメンバーである大阪大学と関西学院大学の EU 関連の所定の科目を履修したり、図書館を利用したりすることができる。Graduate Certificate in European Union Studies（EU 研究修了証）は、所定の科目を履修し、EU 研究論文を提出することにより EUIJ 関西が発行する（プログラム開始当初からのサーティフィケート発行総数は、神戸大学大学院については 27 名に上る（平成 22 年度から平成 26 年度は 13 名））。EUIJ 関西では毎年、複数の大学の学部生・大学院生が集う春季・夏季合宿を開催しており、これに参加すると、外交官・実務家・教員によるレクチャーを受け、学生グループによるディスカッションを行うことができる。また、講演会・シンポジウムを随時開催しており、その後の懇親会において実務家・外交官と交流し、研究に必要な情報を入手することもできる。このほか、複数大学の学生によるディベートを年 5 回以上程度開催している。EU 研究を支援するための奨学金として、研究調査旅行助成及びインターンシップ助成も用意され、実際に支給されてきた。</p> <p>※EUIJ 関西は、法学研究科では、「EUIJ 関西法学研究科運営委員会」において運営（平成 27 年度）。</p>
<p>日欧連携教育府（教育拠点）の新設・EU エキスパート人材養成プログラム（KUPES）</p>	<p>平成 25 年度から本学には「日欧連携教育府」が新設され、平成 26 年度から同府による「EU エキスパート人材養成プログラム（Kobe University Program for European Studies ; KUPES）」が開始された。本学の国際文化・法・経済の 3 学部・3 研究科の学生を対象に、学部 2 年次から博士課程前期課程まで一貫した体系的なカリキュラムを提供する。専門分野以外にも、歴史・社会・政治・経済などを段階的に学習できるように各種講義が配置されており、講義には英語で行われるものもある。博士課程前期課程では、「日・EU 間学際的先端教育プログラム（EU-Japan Advanced Multidisciplinary Master Studies; EU-JAMM）」の仕組みを利用して、神戸大学の協定校である EU 圏の大学院に、神戸大学から推薦入試の形態をとって正式に入学し、ダブルディグリー取得を目指した留学（1 年間）を行うことができる。このプログラムに登録している博士課程前期課程学生は、EU に関連した専門科目を通じて、課題を発見・分析し専門的な議論を行うことができる能力（専門性）を伸ばし、また、プログラム共通科目や他研究科における専門科目を通じ、EU に関連した分析・研究を分野横断的に遂行できる能力（学際性）を身に付け、さらに、外国人教員による専門科目の履修と前記の協定校修士課程への 1 年間の留学を通じ、外国語で専門的・学際的議論と交渉を行う能力（国際性）を高めることを目標としている。</p> <p>※博士課程前期課程学生の本プログラムへの登録は平成 29 年度に開始予定。</p> <p>※本プログラムは、法学研究科では、「EU エキスパート人材養成プログラム運営委員会」において運営（平成 27 年度）。</p>

《資料 5：国際的貢献能力育成に向けた取組み》

<p>① 海外の大学での学習・国際交流の機会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広範な海外の大学との学生交換協定の締結《資料 21》</li> <li>・ 海外の大学で修得した単位に関する互換性の保証《資料 20》</li> <li>・ 「ダブルディグリー・プログラム」の開始 (募集は平成 26 年度から。平成 27 年度は 2 名が留学)</li> </ul> <p>※本研究科と海外協定大学の両方で正規のカリキュラムを履修する</p>
----------------------------	---

	<p>ことにより、本研究科と海外協定大学それぞれから学位（2つの学位）を取得できる（現在は、博士課程前期課程（政治学専攻）在学中の学生が、英国のエセックス大学又はポーランドのヤゲヴォ大学に修士の学位取得を目的として1年程度留学できる。）「日・EU 間学際的先端教育プログラム（EU-JAMM）」による支援を受けている。</p>
②海外法律事務所でのインターンシップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マレーシアの法律事務所（Jeff Leong, Poon and Wong; JLPW）でのインターンシップの提供（平成 21 年度から）</li> </ul> <p>※1～3 か月間、英語による法律実務を体験するプログラムを提供。80 名以上が参加（平成 21 年度から平成 26 年度までの法学部生・法科大学院生も含めた延べ人数）。参加者の多くはその後グローバル企業等で活躍している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台湾・ベトナムの法律事務所に派遣する制度を導入（平成 27 年度から）</li> </ul>
③外国人も参加するセミナー、サマースクール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サマー・スクール ‘Kobe Salad’（Kobe University Summer School of Asian Law and Dispute Management）の開催（平成 26 年度から）</li> </ul> <p>※アジアに関連するビジネス法を中心とした最新の重要問題を取り上げて、世界各法域からのエキスパート（研究者・実務法律家・ビジネスパーソン等）が英語によるレクチャーを行い、それに引き続き参加者との自由なディスカッションを行う。プログラムは、日本も含めアジア各法域で法律を学ぶ学生（学部・法科大学院・その他大学院）を主たる対象とする。平成 27 年度は 60 名以上が参加し（講師含む。）、日本・マレーシア・インドネシア・韓国・台湾・ベトナム・アメリカ・オランダ・中国・フランスの大学・法律事務所から講師を招聘し、アジアのビジネス法をテーマとした講義が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・‘Kobe Sakura Seminar’ の開催（平成 23 年度から）</li> </ul> <p>※国際政治学や比較政治学分野での国際共同研究を幅広く推進する活動の一環として毎年実施。平成 27 年度には、日本の研究者・大学院生・学部生と、アメリカ、イギリス、ドイツ、フィンランド、カザフスタンといった国々の研究者ら約 30 名が参加（日本学術振興会の課題設定による先導的人文・社会科学推進事業「政治と外交の対外情報発信に関する国際共同研究」の一環でもある。）</p>
④英会話レッスンの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「英語イブニングコース」を提供（平成 25 年度から）</li> </ul> <p>※社会科学系学部の大学院生等の希望する者に対し、大学の教室を使用した少人数授業を各学期に 10 回、語学学校に委託して安価な値段で提供</p>

### （想定する関係者とその期待）

本研究科では、在学生・入学希望者、法学・政治学分野の国内外の学会や政府機関等を、関係者として想定している。これに加えて、法学分野については法曹三者（裁判官・検察官・弁護士）及び企業の法務担当者等を、政治学分野については報道関係者等を関係者として想定している。

国内外の学会や政府機関等は、法学・政治学分野の基礎的研究を継続的に遂行し優れた研究成果を挙げるとともに研究者が育成されることを期待しており、その他関係する企業・法人等は、現代社会の法律・政治・政策問題を解決する優れた人材が育成されることを期待していると考えている。在学生・入学希望者は、研究者としての能力、あるいは高度な問題解決能力を涵養するための教育を受けることを期待していると考え、教育を実施している。

近年では特に、経済・産業のグローバル化を牽引する人材や国際機関等において国際的

貢献能力を発揮できる人材、社会の複雑化の中で高度な知識をもちそれを実践的に活用する能力をもつ人材が、政府機関・産業界等において求められていると考え、コースの新設やプログラムの充実化を図っている。

II 「教育の水準」の分析・判定

分析項目 I 教育活動の状況

観点 教育実施体制

(観点に係る状況)

- 1 本研究科博士課程は、理論法学専攻及び政治学専攻を設けている《資料1》。
- 2 研究指導教員1人あたりの学生収容定員数は、理論法学前期で1.4名、理論法学後期で1.05名、政治学前期で3.4名、政治学後期で2.6名となっており、研究指導教員の配置状況は適切である《資料6》。また、専任教員の配置状況をみても、政治学専攻については研究指導教員の全てが、理論法学専攻についても研究指導教員の約半数が、専任教員となっており、必要な教員数が確保されている《資料7》。

《資料6：法学研究科博士課程における研究指導教員の配置状況（H27.5.1現在）》

専攻 課程	収容 定員	現員数									
		研究指導教員					研究指導 補助教員		計		
		男		女		計	男	女	男	女	総計
		教授 (内数)	教授 (内数)	教授 (内数)	教授 (内数)						
理論法学 前期課程	56	34	34	5	5	39	8	0	42	5	47
理論法学 後期課程	42	34	34	5	5	39	8	0	42	5	47
政治学 前期課程	24	7	7	1	1	8	2	0	9	1	10
政治学 後期課程	18	7	7	1	1	8	2	0	9	1	10

《資料7：専任教員(専門職を除く)の配置状況（H27.5.1現在）》

専攻	専任教員(現員)										助手		非常勤 職員		
	教授		准教授		講師		助教		計		男	女	男	女	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女					
理論法学	14	2	4	0	1	0	0	0	19	2	21	0	1	3	2
政治学	7	1	1	0	0	0	1	0	9	1	10	0	0	8	2

- 3 入学者選抜においては、学生像(アドミッション・ポリシー(AP)《資料8》)に基づき、多様な学生の受入方法を採用している《資料9》。

《資料 8 : 法学研究科博士課程の AP》

本研究科が、各コースにおいて求める学生像は次のとおりです。

- ・前期課程・後期課程研究者コース：研究機関において、法学・政治学に関する次世代の研究者・教育者となるに相応しい優れた能力と知識等を有する学生
- ・前期課程専修コース：法学・政治学に関して学部において習得した学問的成果を前提として、それを更に向上させるに相応しい能力等を有する学生
- ・前期課程社会人コース：一般社会における法学・政治学的な実務上の問題解決に必要な知識・能力を身につけるに相応しい、又は、各自の法学・政治学上の関心に応じて、大学院レベルのリフレッシュ教育を受けるに相応しい、社会経験、能力と意欲を有する学生
- ・前期課程法曹リカレントコース：職業法曹等の資格を有し、専門的・先端的な領域における知識の習得や研究を今後の職業活動に活かす能力と意欲を有する学生
- ・後期課程高度専門職業人コース：一般社会における先端・国際的な実務に専門的に携わるために高度な能力を有する職業人となるに相応しい、社会経験、能力と意欲を有する学生

(神戸大学大学院法学研究科 学生募集要項)

○ 本研究科が求める学生像

前期課程 GMAP in Law コース：国際ビジネス分野で活躍することを望む学生、特に、高度な専門知識の習得に加え、英語コミュニケーション能力および海外実務の基礎的経験の習得を希望する学生

(神戸大学大学院法学研究科 (博士課程前期課程) Global Master Program(GMAP) in Law コース 学生募集要項)

○ 本研究科が求める高度専門法曹コースの学生像

高度の実務的専門性を備え国際的競争力のある法律家になる素地として一定程度以上の法律実務経験、能力と意欲を有する者。

(神戸大学大学院法学研究科 (博士課程後期課程) 高度専門法曹コース (トップローヤーズ・プログラム) 学生募集要項)

《資料 9 : 法学研究科博士課程の入学試験》

課程	履修コース	入学試験
博士課程 前期課程	研究者コース	専攻科目 1 科目、関連科目 1 科目の論文試験、 外国語 1 科目の試験及び口頭試験
	専修コース	専門科目 1 科目の論文試験、外国語 (英語) 試験及び 口頭試験
	社会人コース	社会経験を踏まえた、志望理由書、論文等に基づく口頭試験
	法曹リカレント コース	社会経験を踏まえた、志望理由書、論文等に基づく口頭試験
	GMAP in Law	書類選考 (英語能力証明書類及び英語で作成した研究計画に

	コース	基づく選考) 及び 口頭試験 (出願書類を中心に英語で実施。国外に居住する者は、Skype でのビデオ通話による試験も可)
博士課程 後期課程	研究者コース	外国語 1 科目 (専攻分野によっては 2 科目) の試験及び 修士論文を中心とする口頭試験
	高度専門職業人 コース	修士論文を中心とする口頭試験 (社会人特別入試として実施される場合)
	高度専門法曹 コース	書類選考及び口頭試験を総合的に考慮

※博士課程前期課程研究者コース・専修コースについては、外国人特別入試と、本学法学部に在籍する学生を対象とする内部入試も行われる。博士課程後期課程においては、外国人や法科大学院修了者等につき、試験の内容が異なることがある。

4 本研究科は近年、学生定員未充足の状況が続いてきた《資料 12》。そこで、平成 24 年度から研究者養成検討ワーキング・グループ (以下「ワーキング・グループ」を「WG」と記す。) を立ち上げるなど研究科の組織体制が整えられ、他大学での研究者養成システムの調査等を経て、各種の大学院改革が進められた《資料 10》。その結果、平成 27 年度入試では志願者数・合格者数ともに増加し《資料 11》、学生現員数はそれぞれ 80 名、58 名となった (学生定員は、博士課程前期課程 80 名、同後期課程 60 名《資料 12》、《資料 28》)。平成 28 年度入試においては、後期課程の志願者数・合格者数が増加した (高度専門法曹コースには 12 名が入学)。博士課程前期課程・後期課程全体では、学生定員をめぐる状況は改善されてきている。

《資料 10：法学研究科博士課程における近年の改革の例》

	概 要	趣 旨 ・ 内 容
コ ー ス 対 象 者 の 拡 大	博士課程前期課程研究者コース・専修コースにおいて、実定法を専攻とする学生の受入れを再開 (平成 27 年度から)	多様な研究者養成の道を開くとともに、学部段階以上に高度な問題解決能力を備えた人材を実定法分野においても育成することを目標として再開した。
	「外国人特別学生」入試を研究者コースだけでなく専修コースにおいても実施 (平成 27 年度から)	外国人学生には、研究者志望の学生だけでなく、高度な問題解決能力を身につけることを希望する者が含まれているという実態に即した変更を行った。
新 た な コ ー ス の 設 置	博士課程前期課程に「GMAP in Law コース」を開設 (平成 27 年度から)	経済・産業のグローバル化を牽引するビジネス・リーダーを育成すべく、英語による講義で修士号を取得できるコースを新設した。
	博士課程後期課程に「高度専門法曹コース」(TLP) を開設 (平成 28 年度から)	若手・中堅の法律家を主な対象として、高度の実務的専門性を体系的に身に付け国際的競争力のある法律家を養成するためのコースを新設した。
授 業	シチュエーション・トレーニング・プログラム (STP) の実施 (平成 26 年度から)	国際・国内双方における法的・政治的な意思決定の場面やプロセス (模擬安保理、模擬国連、模擬商事仲裁、模擬裁判、宇宙法

内容の改善		模擬裁判等)を再現・仮構した上で、学生が自らをプレイヤーの立場に置く経験を積むこと、それらを通じて学生が実務的・実践的な課題の発見・遂行能力を高めていくことを目標にしている。これまでの理論重視の法学政治学教育を、状況対応力を教授する内容を含むべく改良するものである。
	EU エキスパート人材養成プログラム (KUPES) の実施 (平成 26 年度から)	学部 2 年次から博士課程前期課程まで一貫した体系的なカリキュラムを提供するもの。外国語文献の読解能力向上を重視する従来の教育に比べると、議論や交渉を行う能力の涵養に重点を置いており、博士課程前期課程では、EU 圏の大学院でのダブルディグリー取得を目指した留学 (1 年間) を組み込み、また、外国人教員による授業科目も提供している。他研究科における専門科目等の履修を通じて学際的知識を習得することとしている点でも、所属研究科の授業の履修によって専門性を追求するという従来型の教育とは異なる特色を有する。
修業年限の配慮	前期課程社会人コース・法曹リカレントコースにつき長期履修制度を導入 (平成 27 年度から)	職業を有しているなどの事情により標準修業年限 (2 年) 内での就学が困難な場合であるとして認められた場合、標準修業年限を超えて一定の期間 (プラス 2 年以内) の履修期間の延長及びそれに伴う年間納付授業料額の変更を行うこととした。社会人大学院生の仕事との両立を容易にし、専門性を備えた人材をより多く育成するための制度。

《資料 11：法学研究科博士課程の志願者数・入学者数》

前期課程

	平成 22 年度 入試	平成 23 年度 入試	平成 24 年度 入試	平成 25 年度 入試	平成 26 年度 入試	平成 27 年度 入試	平成 28 年度 入試
志願者	77	73	74	65	61	83	63
入学者	38	33	37	28	28	45	31

※研究者コースと専修コースの併願者は、2 名としてカウントされている。

※平成 28 年度は、ダブルディグリー・プログラムを利用して、上記 31 名に加えて 3 名の外国人学生が入学する。

## 後期課程

	平成 22年度 入試	平成 23年度 入試	平成 24年度 入試	平成 25年度 入試	平成 26年度 入試	平成 27年度 入試	平成 28年度 入試
志願者	24	27	25	19	16	21	33
入学者	14	15	17	10	7	15	24

## 《資料 12：法学研究科博士課程の学生定員と現員の状況（毎年 5 月 1 日現在）》

課程・専攻	平成 22年度 現員数	平成 23年度 現員数	平成 24年度 現員数	平成 25年度 現員数	平成 26年度 現員数	平成 27年度 現員数
理論法学専攻（前期） 【収容定員：56 人】	44	36	37	30	24	36
理論法学専攻（後期） 【収容定員：42 人】	50	44	43	43	37	40
政治学専攻（前期） 【収容定員：24 人】	24	34	39	38	41	44
政治学専攻（後期） 【収容定員：18 人】	12	24	24	25	20	18

※平成 16 年度制度変更以前の専攻について、私法専攻、公法専攻、法政策専攻、経済関係法専攻、公共関係法専攻は理論法学専攻として、政治社会科学専攻は政治学専攻として計算している。

※現員数には留年者数が含まれている。

- 5 本研究科では、自己点検・評価等のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）の業務のために評価・FD 委員会を設置し、様々な FD 事業を実施している《資料 13》。また、前述の研究者養成検討 WG のように、時々の課題に応じて WG を設け、教育改善に繋がられるよう体制の整備を図っている。

## 《資料 13：法学研究科の主な FD 事業》

ファカルティ・レポート	近年は 2 年毎にレポートを冊子体として刊行し、本研究科の教育・研究体制を包括的に点検・評価 →法学研究科ウェブサイトにおいても公表
学生に対する授業アンケート	原則として全ての授業科目（少人数科目を除く。）について、毎学期 1 度、受講者による授業アンケートを実施。アンケート用紙の表面にはいくつかの項目に関する 5 段階評価の記入欄が、裏面には自由記述欄が設けられている。 →5 段階評価の結果は、 ・一覧表の形で大学院教務委員会において検討される。 ・一覧表の形で教授会において配布される。 →自由記述欄のコピーは、 ・成績評価期間経過後に授業担当教員にも配布される。 →各教員は、アンケート結果を受けて教育改善の取組みを行った場合、ファカルティ・レポート個人報告部分に記載する《資料 14》。

《資料 14：ファカルティ・レポート 10 号個人報告フォーマット抜粋》

## III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

担当授業科目名（学部・専攻の別）	開講年度・学期	単位数

〔教育活動の自己評価〕（授業アンケートへのコメント・それに基づく授業改善例等も記載）

(水準)

期待される水準を上回る。

(判断理由)

基本組織の構成については、これまでも博士課程前期課程において多様なニーズに応じたコース選択を可能にしていたが、さらに①GMAP in Law コースの新設、②実定法分野での研究者コース・専修コース学生の受入れ、③外国人学生用入試の専修コースでの実施を行った。博士課程後期課程でも④高度専門職業法曹コースを新設した。法学研究者養成の強化、グローバル化・専門化する社会への対応といった、入学希望者や社会からの要請に応えるための改革である。入学者選抜においても各コース毎に、APに基づきそれぞれの目的・特徴に応じた試験を課している。平成 27 年度、28 年度入試において入学者数が増加し、学生定員未充足の状況が改善されたのは、それら一連の改革の成果といえる。十分な教員数も確保されている。

FDについては、評価・FD委員会の設置及びファカルティ・レポートの作成、時々の課題に応じた各種WGの設置によって体制を整えている。特に、授業アンケートは、5段階評価の一覧表の教授会における配布等により、その後の授業の改善に反映されるよう工夫している。こうした体制は、近年の各種改革にもつながっており、本研究科の教育活動はFD事業によって非常に高い水準を維持している。

これらのことから、本研究科の教育の実施体制は期待される水準を上回ると判断する。

## 観点 教育内容・方法

(観点に係る状況)

1 本研究科は、各履修コースの教育目的に沿ってカリキュラムを体系的に編成している《別添資料 1》。この方針を明確にするため、カリキュラム・ポリシー (CP) が平成 23 年度から策定されている《資料 15》。CP に基づく履修コースごとのカリキュラムの概要は《資料 16》のとおりである。授業科目の具体例として、研究者コースにおける科目展開を示す《資料 17》。

《資料 15：法学研究科博士課程 CP》

\* 博士課程前期課程

・ 研究者コース

特殊講義・外国文献研究を通じて、国内外の大学等の研究・教育機関において理論法学および政治学の諸分野の研究・教育に従事する者としての基礎的な能力を修得する。  
演習を通じて、修士論文を執筆するための研究指導を受ける。

・ 社会人コース

特殊講義・外国文献研究を通じて、現代社会の変化によって生じている新たな法および

<p>政治上の問題に対する応用的・実地的・総合的な解決能力を修得する。演習を通じて、修士論文またはリサーチペーパーを執筆するための研究指導を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専修コース 特殊講義・外国文献研究を通じて、学部段階よりも高度な法学・政治学の知識および豊かな問題解決能力を修得する。演習を通じて、修士論文またはリサーチペーパーを執筆するための研究指導を受ける。</li> <li>・GMAP in Law コース ①社会科学基礎科目を通じて、法学・経済学・経営学の基礎的学力を身に付ける。②法律英語入門科目を通じて、英語読解能力および英会話能力を身に付ける。③選択科目を通じて、国際ビジネス法の理論的および実践的問題を幅広く検討し、理解する。④実務実習（海外インターンシップ）を通じて、英語で法律実務・ビジネス実務に従事する能力を身に付ける。⑤演習を通じて、修士論文またはリサーチペーパーを執筆するための研究指導を受ける。</li> <li>・法曹リカレントコース 特殊講義・外国文献研究を通じて、より専門的・先端的な法分野で活躍できる職業法曹としての能力を修得する。演習を通じて、修士論文またはリサーチペーパーを執筆するための研究指導を受ける。</li> </ul> <p>*博士課程後期課程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究者コース 特殊講義・外国文献研究を通じて、法学または政治学の各専攻領域において研究をさらに深化させ、法学および政治学の諸分野の研究・教育に従事する者としてより高度な能力を修得する。演習を通じて、博士論文を執筆するための研究指導を受ける。</li> <li>・高度専門職業人コース 特殊講義・外国文献研究を通じて、高度化・多様化する社会における法学・政治学上の諸問題に対応しうより高度な問題解決能力を修得する。演習を通じて、博士論文を執筆するための研究指導を受ける。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度専門法曹コース 特殊講義を通じて、極めて専門的・先端的な法分野で活躍できる法律家としての能力を修得する。演習を通じて、博士論文を執筆するための研究指導を受ける。</li> </ul> </li> </ul>
---

《資料 16：法学研究科博士課程 カリキュラムの概要》

コース名	カリキュラムの概要
研究者コース (博士課程前期課程・後期課程)	日本内外の大学等の研究・教育機関において研究・教育に従事する、次世代の研究者を養成することを目的としていることから、主として、①論文作成の指導を中心とする演習、②専門の領域について学問的に深い研究を行うための研究者コース特殊講義及び③国際的に通用する研究者を養成すべく外国文献を駆使した専門的研究を可能にするための外国文献研究とから成る。また、学際研究に対応できる能力の涵養及び理論面と実務面の双方に均衡のとれた研究が可能となるよう、自分の興味に応じ、④専修コース・社会人コース、高度専門職業人コース特殊講義や⑤国際協力研究科の講義を履修し、単位を修得することも可能となっている。

<p>社会人コース (博士課程前期課程)</p>	<p>主として、現在の社会の急速な変化によって生じている法律問題、政策問題に対応し得る応用的・实际的・総合的な解決能力を養成すること、さらに、法学や政治学の領域における関心を有する社会人学生を対象とする、いわゆるリフレッシュ教育との二つの目的を有している。そのため、例えば、官公庁、企業、国際機関等の法務、政策の実務者を受入れ、大学院の教育課程を用いて、高度の法学、政治学的専門知識及び能力を備えた人材を養成するために、様々な措置がカリキュラムにおいて採られている。具体的には、①修士論文又はリサーチペーパーの作成指導を中心とする演習、②法学・政治学の先端的・応用的領域を対象とし、理論的知見と実務的な問題関心を架橋することに重点が置かれた社会人コース・専修コース特殊講義、③研究者コース特殊講義、④法学部講義科目と合併で開講される特別特殊講義、⑤国際協力研究科授業科目を組みあわせて履修することができる。</p>
<p>専修コース (博士課程前期課程)</p>	<p>昨今の国内外社会の急速な情報化、高度化、流動化に伴い、社会における問題も多様化、複雑化していることを受けて、学部段階以上の法学や政治学の知識の会得、問題解決能力を涵養することを目的としていることから、学生が、幅広く高度な水準の、かつ最新の内容の法学・政治学を研究し、理論面と実務面の双方に均衡のとれた能力を備えることができるように、きわめて豊富な科目から、かなり自由に履修することができるよう配慮したカリキュラムが組まれている。具体的には、①修士論文又はリサーチペーパーの作成指導を行うことを主目的とした演習、②先端的・応用的領域を幅広く対象とし、実務的・政策的視点を十分意識しつつ展開される講義形式の授業である、専修コース・社会人コース特殊講義、③研究者コース特殊講義、④法学部講義科目と合併で開講される特別特殊講義、⑤国際協力研究科の授業科目を履修することができる。</p>
<p>GMAP in Law コース (博士課程前期課程)</p>	<p>国際展開に必要な論理力・分析力を持ち、実践的な国際交渉力を備えた経済・産業のグローバル化を牽引するビジネスリーダーへの要請が、グローバル化のさらなる進展の中で飛躍的に高まっている。そこで、グローバル企業の法務部門・渉外部門で活躍できる人材を育成すべく、本コースの授業は、すべて英語で行われる。1年目は、社会基礎科目を受講する。法学・経済学・経営学の各分野から提供される共通科目より選択することになる。また、専門科目として、Introduction to Legal English, Introduction to International Business Law, International Business Transactions, Investment Law, International Arbitration 等の専門科目を受講する。2年目は、海外インターンシップなど実践的なプログラムを受けるとともに、修士論文を作成するための演習を履修する。</p>
<p>法曹リカレントコース (博士課程前期課程)</p>	<p>「法化」が進展する現在の社会において、知的財産法・租税法・国際経済法など、これまでわが国の法律実務家があまり扱ってこなかった法領域に関する問題の重要性が高まっていることに加えて、民法・刑法のような従来から重要と考えられてきた基本的な法分野においても新たな問題に直面することが増えてきていることに鑑み、弁護士や司法書士等を学生として受入れ、これからの社会において法律の専門家として活躍するために必要な新たな法の知識と、</p>

	<p>その運用能力を養成するための「法曹継続教育」の場となることを目的としている。</p> <p>そのため、本コースの学生は、①修士論文又はリサーチペーパーを作成の指導を主とする演習、②社会人コース・専修コース特殊講義、③研究者コース特殊講義に加えて、④実務法律専攻（法科大学院）において展開される応用的・先端的な授業科目も特別に履修することができる。</p>
高度専門職業人コース （博士課程後期課程）	<p>前期課程において行った研究を踏まえて、高度化・多様化する社会における法学や政治学上の諸問題を主体的に解決し得る能力の養成を教育目的としていることから、主として①博士論文作成の指導を中心とする演習、②法学・政治学の先端的・応用的領域を対象とし、理論的知見と実務的な問題関心を架橋することに重点が置かれた高度専門職業人コース特殊講義及び③研究者コース特殊講義を履修することができる。</p>
高度専門法曹コース （博士課程後期課程）	<p>学生は、①専攻分野の研究者教員が担当する事例・判例研究の授業や、当該分野の経験豊富な弁護士等が担当する実体的・手続的論点への理解を深めることを目的とする授業を履修するとともに、②研究者教員の指導のもとで博士論文を執筆する。なお、「国際商事仲裁」を専攻分野とする場合、授業は英語で行われる。</p>

《資料 17：研究者コースにおける科目展開—平成 27 年度の開講科目》

種別	分野	科目名
特殊講義	基礎法分野	西洋法史特殊講義、英米法特殊講義、ロシア法特殊講義
	実体法分野	実定法特殊講義〔民法〕〔商法〕〔知的財産法〕〔労働法〕〔社会保障法〕〔経済法〕〔環境法〕〔民事手続法〕〔憲法〕〔行政法〕〔刑事法〕
	国際法分野	国際法特殊講義、国際民事法特殊講義
	法社会学分野	法社会学特殊講義
	政治分野	国際関係論特殊講義、政治学特殊講義、日本政治外交史特殊講義、政治過程論特殊講義、行政学特殊講義、政治学方法論特殊講義 I、II
外国文献研究		法学文献研究（英語）、法学文献研究（独語）、法学文献研究（仏語）、法学文献研究（西語）、政治学文献研究（英語）
演習	基礎法分野	西洋法史演習、英米法演習、ロシア法演習
	実体法分野	実定法演習〔民法〕〔民事手続法〕〔商法〕〔知的財産法〕〔労働法〕〔社会保障法〕〔経済法〕〔環境法〕〔憲法〕〔行政法〕〔刑事法〕
	国際法分野	国際民事法演習、国際法演習
	法社会学分野	法社会学演習
	政治分野	国際関係論演習、政治学演習、日本政治外交史演習、西洋政治史演習、政治過程論演習、行政学演習

外国人特別選抜学生 のための特殊講義	日本法概説、日本政治概説
-----------------------	--------------

2 以上の CP 及びそれに基づくカリキュラムは、同じく平成 23 年度に策定した「学位授与に関する方針」（ディプロマ・ポリシー：DP）を踏まえたものである《資料 18》。DP を担保するため、「大学院における学位論文の審査体制について」も平成 25 年度に定められた《資料 19》。成績評価・単位認定・学位授与の客観性を担保する体制も整えている《資料 20》。

#### 《資料 18：法学研究科 DP》

神戸大学大学院法学研究科理論法学専攻及び政治学専攻は、開放的で国際性に富む文化の下、体系的な教育課程を通じ高度に専門的な法学・政治学の知識を提供することによって、法学・政治学の領域の研究者を養成すること、高度化・複雑化する現代社会において専門知識を用いて問題を解決する能力を持つ職業人を養成すること、急速に変化する社会において新しい問題に直面している社会人・職業法曹に対し継続教育を行うことを目的とする。

この目的の達成に向け、倫理観・責任感を持って研究を遂行できるよう、国際的に卓越した教育を保証し、それぞれのコースに関する以下の方針に従って、学位を授与する。

#### 【博士課程前期課程】

- 法学研究科博士課程前期課程に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得し、研究科の定める審査に合格すること。
- 修了までに次の学習目標を達成すること。

#### ①理論法学専攻

##### ・研究者コース

国内外の大学等の研究・教育機関において法学の諸分野の研究・教育に従事する者としての基礎的な能力を有する。

##### ・社会人コース

現代社会の変化によって生じている新たな法的問題に対する応用的・実地的・総合的な解決能力を有する。

##### ・専修コース

学部段階よりも高度な法学の知識を有し、豊かな問題解決能力を有する。

##### ・GMAP in Law コース

国内外のビジネス界において英語で法律実務・ビジネス実務に従事する能力を有する。

##### ・法曹リカレントコース

より専門的・先端的な法分野で活躍できる職業法曹としての能力を有する。

#### ②政治学専攻

##### ・研究者コース

国内外の大学等の研究・教育機関において政治学の諸分野の研究・教育に従事する者としての基礎的な能力を有する。

##### ・社会人コース

現代社会の変化によって生じている新たな政治的問題に対する応用的・実地的・総合的な解決能力を有する。

##### ・専修コース

学部段階よりも高度な政治学の知識を有し、豊かな問題解決能力を有する。

#### 【博士課程後期課程】

○ 法学研究科博士課程後期課程に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得し、研究科の定める審査に合格すること。

○ 修了までに次の学習目標を達成すること。

①理論法学専攻

・研究者コース

法学の諸分野の研究・教育に従事する者として、より高度な能力を有する。

・高度専門職業人コース

高度化・多様化する社会における法学上の諸問題に対応しうる、より高度な問題解決能力を有する。

・高度専門法曹コース

極めて専門的・先端的な法分野で活躍できる法律家としての高い能力を有する。

②政治学専攻

・研究者コース

政治学の諸分野の研究・教育に従事する者として、より高度な能力を有する。

・高度専門職業人コース

高度化・多様化する社会における政治学上の諸問題に対応しうる、より高度な問題解決能力を有する。

《資料 19：大学院における学位論文の審査体制について》

1. 博士課程前期課程

- ・審査委員は、提出された学位論文について、本研究科で定める学位論文評価基準に基づき審査を行う。
- ・最終試験は、提出された学位論文を中心として、審査委員による口頭試問を行う。

2. 博士課程後期課程

○ 課程博士

- ・審査委員は、提出された学位論文について、本研究科で定める学位論文評価基準に基づき審査を行う。
- ・最終試験は、提出された学位論文を中心として、審査委員による口頭試問を行う。

○ 論文博士

- ・学力の確認は、申請者の学歴、業績の審査又は筆答・口頭試問により行う。
- ・審査委員は提出された学位論文について、本研究科で定める学位論文評価基準に基づき審査を行う。
- ・最終試験は、提出された学位論文を中心として、審査委員による口頭試問を行う。

《資料 20：学位授与等に関する客観性担保及び多様性確保のための取組み》

		客観性・多様性確保の取組み
論文審査等	学位授与	教授会の決定を経て実施
	修士論文審査	指導教員以外を含む論文審査を実施 「修士論文及びリサーチペーパーに関する内規」を定め、一定分量の成果であることを要求
	博士論文審査	本研究科の教授2人以上を含む複数の教員による論文審査を実施 高度専門職業人コースについて、研究者以外の職業について独立した研

		究を行うことができる程度の高度な能力を有しているかという基準を取り入れ、また、実務上の知見等の学問的な紹介等に対してもそれを評価する審査基準を設定
成績評価等	法学研究科博士課程における成績評価	「神戸大学大学院法学研究科博士課程の成績評価基準等に関する細則」により、成績評価の基準を設定（平成 25 年度から） 各授業科目の成績評価の方法は、担当教員が受講生に明示するものと規定
	博士課程後期課程	演習のうち、12 単位を超える部分は単位修得論文を要求。その評価において、指導教員は、教授会が指定する教員の意見を聴取すべき旨を内規で規定
その他	博士論文の公開	学位が授与された博士論文は、その全文を神戸大学学術成果リポジトリの利用により学術研究成果としてインターネットで公表（やむを得ない理由により公表できないとして教授会において承認された場合のみ、2 年間公表しないことができる。）

3 本研究科では、社会・学生の要請・ニーズに対応した取組みを実施している《資料 21》。グローバル化への対応として特筆すべきは、学生交換協定の締結校数の増加及び締結校の所在国の拡充、それにより、学生の多様な関心に応えられる態勢が整えられたこと《資料 22》、それに応じて留学者数も増加傾向にあること《資料 23》である。また、英語以外にも、独語・仏語等の語学教育を充実させている《資料 17》。

インターンシップや模擬安保理等、学生が現実に、あるいは仮構の場面で経験を積むことを可能にすることで、実務的・実践的な課題の発見・解決能力に秀でた人材を育成することも本研究科は重要視している《資料 21》。

社会人学生に向けた授業については、夜間や土曜日の開講等によって仕事との両立による負担を緩和すべく配慮している《資料 21》。

《資料 21：学生・社会のニーズに対応した取組み》

	対象となる履修コース	趣旨・内容
① 社会人学生に対する配慮	博士課程前期課程社会人コース・博士課程後期課程高度専門職業人コース	特殊講義について、夜間開講の講義（夜 1 時限：17 時 50 分～19 時 20 分、夜 2 時限：19 時 30 分～21 時 00 分）を用意。勤務を続けながら履修する学生の負担を軽減することを目的としている。
	博士課程前期課程社会人コース・法曹リカレントコース	長期履修制度の導入：職業を有しているなどの事情による場合、標準修業年限を超えて一定の履修期間の延長及びそれに伴う年間納付授業料額の変更を可能にしている。社会人大学院生の仕事との両立を容易にするものである。 （平成 27 年度以降） ※平成 27 年度は 1 名が利用
	高度専門法曹コース	・授業の日時・場所の配慮：平日夜又は土曜日に授業を実施。東京や大阪で勤務する学生の受講を想定して、開講場所は、 (i) 東京：神戸大学・東京オフィス（JR 有楽町駅・東京交通会館ビル 9 階 901 号室） (ii) 関西：神戸大学・梅田インテリジェントラボラトリ（阪急梅田駅・梅田ゲートタワー

神戸大学法学研究科 分析項目 I

		<p>8階)                  (iii)関西：神戸大学大学院法学研究科の小会議室（第2学舎3階）のいずれかとする。                  ・授業は、東京と関西で同時開講し、両者の間はテレビ会議システムでつなぐ。講師はいずれかの教室で授業を行い、学生はいずれの教室でも受講できる。                  （平成28年度以降）</p>
② 学生の多様なニーズへの対応	博士課程前期課程・後期課程	単位互換：授業担当教員の許可の下で国際協力研究科の授業科目（演習を除く）を履修することが可能になっている。
	博士課程前期課程・後期課程	単位互換：EUIJ 関西提携の大阪大学、関西学院大学における大学院レベルの関連授業科目の履修を認め、単位認定を行なっている。
③ グローバル化への対応	博士課程前期課程・後期課程	留学機会の付与：大学院レベルの学生交換協定を、大学間ないし部局間で結んでいる《資料22》。ダブルディグリー・プログラムも開始《資料5》。
	博士課程前期課程・後期課程	単位互換：教授会の承認を得て、本研究科と協定している他大学（外国の大学を含む。）の大学院の授業科目を履修することができ、これにより修得した単位については、10単位を限度して、それぞれのコースの修了要件単位数に充当することができる。《別添資料2：法学研究科規則22条》
	博士課程前期課程・後期課程	英語によって行われる講義・サマースクール・セミナー、英会話レッスンの提供《資料5》
④ 実践的解決能力の育成	博士課程前期課程・後期課程	海外インターンシップ制度《資料5》
	博士課程前期課程	模擬安保理、模擬商事仲裁、模擬裁判等の法的、政治的な意思決定の場面を仮構した上で、学生が自らをプレイヤーの立場に置く経験を積む（シミュエーショナル・トレーニング・プログラム《資料4》）。

《資料 22: 学生交換協定締結校》

<p>大学間協定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ パリ第2大学、パリ第10大学（フランス）</li> <li>■ グラーツ大学（オーストリア）</li> <li>■ 西オーストラリア大学（オーストラリア）</li> <li>■ クイーンズランド大学（オーストラリア）</li> <li>■ カレル大学（チェコ）</li> <li>■ ロンドン大学（イギリス）</li> <li>■ ダンディー大学（イギリス）</li> <li>■ エセックス大学（イギリス）（ダブルディグリー・プログラム）</li> <li>■ 州立ワシントン大学（アメリカ合衆国）</li> <li>■ リール第3大学（フランス）</li> <li>■ ボッコーニ大学（イタリア）</li> <li>■ サンルイ大学（ベルギー）</li> <li>■ リエージュ大学（ベルギー）</li> <li>■ インドネシア大学（インドネシア）</li> <li>■ 中国人民大学（中国）</li> <li>■ ベトナム国家大学ホーチミン市経済法律大学（ベトナム）</li> <li>■ リオデジャネイロ州立大学（ブラジル）</li> </ul>
<p>部局間協定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ シドニー大学（オーストラリア）</li> <li>■ 成均館大学校（韓国）</li> <li>■ 全南大学校（韓国）</li> <li>■ 韓国カトリック大学校（韓国）</li> <li>■ 国立台北大学（台湾）</li> <li>■ 国立政治大学（台湾）</li> <li>■ 汕頭大学（中国）</li> <li>■ 厦門大学（中国）</li> <li>■ オスナブリュック大学（ドイツ）</li> <li>■ ナポリ大学（イタリア）</li> <li>■ ミラノ大学（イタリア）</li> <li>■ ヤゲヴォ大学（ポーランド）（ダブルディグリー・プログラム）</li> <li>■ オトゴンテニガー大学（モンゴル）</li> <li>■ マレーシア国立大学（マレーシア）</li> <li>■ 蘭州大学（中国）</li> <li>■ ハンブルク大学（ドイツ）</li> <li>■ リール政治学院（フランス）</li> <li>■ ベルリン経済法科大学（ドイツ）</li> <li>■ マカオ大学（中国）</li> <li>■ ケント大学（イギリス）</li> <li>■ ニューカレドニア大学（ニューカレドニア）</li> <li>■ エセックス大学（イギリス）（ダブルディグリー・プログラム）</li> <li>■ ルーヴェン大学（ベルギー）</li> </ul>

《資料 23: 留学実績》

年度	協定先大学	身分	派遣期間
平成24年度	国立台北大学	博士課程前期課程	24.9.1～25.7.1
	カレル大学	博士課程前期課程	24.9.21～25.6.30

平成 25 年度	清華大学	博士課程前期課程	26. 2. 19～26. 7. 15
平成 27 年度	韓国カトリック大学	博士課程後期課程	27. 8. 31～27. 12. 20
	エセックス大学	博士課程前期課程	27. 10. 1～28. 7. 31
	ヤゲヴォ大学	博士課程前期課程	27. 10. 1～28. 7. 31
	パリ第 2 大学	博士課程後期課程	27. 10. 1～28. 9. 20

4 本研究科は、各コースに応じた授業形態を採っている《資料 24》、《別添資料 1》。各授業科目については、教育課程編成の趣旨に沿ってシラバスが作成され、冊子体で配布するとともにウェブ上でも公開している。また、ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等を通じた指導も行われている《資料 25、26》。

《資料 24：授業形態》

課程・履修コース	授業形態
研究者コース (博士課程前期課程・博士課程後期課程)・高度専門職業人コース (博士課程後期課程)	学生は、学位論文の作成指導を行う演習を極めて重視している。そのため学生が自分の研究テーマについて指導を受けたい指導教授を 1 名選ぶが、博士課程前期課程学生については、指導教授による実質的指導が確保されるよう、各教員が担当可能な学生数に制限が課されている《別添資料 3》。また、講義、特殊講義に関しては、少人数で双方向型の授業を行うことで深い検討が可能なように工夫している《別添資料 4》。
専修コース・ 社会人コース (博士課程前期課程)	学生が履修する授業のうち、演習については研究者コース同様の措置がとられている。講義・特殊講義についても双方向性を確保すべく受講人数や授業形態に工夫がなされている。基本的な知識・思考を培う特別特殊講義は大講義で行われている。
GMAP in Law コース (博士課程前期課程)	①国際ビジネス法 (国際取引法、国際投資法など) について、すべて英語で講義が展開される。神戸大の教員による講義もあるが、主として海外の著名な大学教授及び実務家を短期間招聘し、集中講義を行っている (2 週間で 2 単位分の講義)。②必修講義として海外法律事務所におけるインターンシップが組み込まれている (1～3 か月)。③必修科目として、社会科学系基礎共通科目 (2 単位分) と Japanese Legal System (4 単位分) がある。④法律英語の専門家 (英国人) がおり、「法律英語」の講義を受講することができる (選択科目)。⑤英語での修士論文執筆の指導を受ける。
法曹リカレントコース (博士課程前期課程)	学生は、法学研究科博士課程前期課程の演習及び特殊講義だけでなく、専門職学位課程実務法律専攻 (法科大学院) の講義の履修も可能である。そのため、博士課程前期課程における、修士論文又はリサーチペーパーの作成の指導を主とする演習の形態のみならず、法科大学院における対話型の形態による講義 (例えば、対話型演習総合法律) や、資料収集に基づいた報告及びレポート作成が行われる各種 R & W (リサーチ&ライティング) ゼミなど、異なった形態の授業を履修することができる。

高度専門法曹コース (博士課程後期課程)	学生は、①専攻分野の研究者教員が担当する「判例・事例研究」の授業や、当該分野において経験豊富な弁護士等が担当する、実体的・手続的論点や契約実務等への理解を深めることを目的とする授業を履修するとともに、②博士論文執筆の指導を受ける。①の授業はいずれも少人数授業で行われる。なお、「国際商事仲裁」を専攻分野とする場合は、授業はすべて英語で行われる。
-------------------------	--

《資料 25：TA・RA 等の制度》

ティーチング・アシスタント (TA)	大学院に在学する優秀な学生を TA に採用することにより、学部学生、博士課程前期課程学生又は専門職学位課程（法科大学院）学生に対する講義・演習等の教育補助業務にあたらせ、教育者としてのトレーニングを積む機会を与えている。
リサーチ・アシスタント (RA)	指導教授の RA に採用することにより、文献・資料の収集、データの集計と整理等、研究の基本的作業の進め方等の技法を学ぶ機会を与えている。
日本人大学院生チューター	法学研究科外国人研究生及び研究者コース外国人特別選抜学生のチューターに日本人大学院生を採用することにより、留学生自身にとっての語学教育の機会を付与するとともに、日本人大学院生にとっての教育者としてのトレーニングの機会を与えている。

《資料 26：TA・RA の採用人数実績》

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
TA (ティーチング・アシスタント)	33	28	31	21	23	22
RA (リサーチ・アシスタント)	4	3	29	32	28	25

- 5 学生の主体的な学習を促すために、《資料 27》の取組みを行っている。法学研究科に特に設けられている「資料室」については、平成 24 年度から「資料室整備委員会」が法学研究科の委員会の一つとして設けられ、雑誌の配列の見直し、学生も利用できるコンピューター 6 台及びコピー機 1 台の配置等の整備が行われ、より効率的に資料収集を行うことが可能になった。

《資料 27：学生の主体的な学習の促進》

①詳細なシラバスの配布	「科目名」、「担当教員名」、「単位数・学期」、「授業のテーマと目標」、「授業内容の要旨と授業計画」、「教科書・参考書」、「成績評価方法」、「学生へのメッセージ」が掲載された詳細なシラバスが配布されている《別添資料 5：シラバス例》。「履修上の注意」を記載する欄において、準備学習・復習に関する情報は必ず記載するものとされている。平成 26 年度の授業からは、大学院教務委員長等が全授業のシラバスを点検しこれらの情報の提供の確保を図っている。
②新入生ガイダンスの開催	毎年 4 月に新入生に対してガイダンスを開催し、指導教員・授業科目の選択等について、丁寧な説明を行っている《別添資料 6：平成 27 年度法学研究科新入生オリエンテーション資料》。

③ オフィス・アワー設置及び演習による指導	オフィス・アワー設置及び演習による指導を通じて、科目、進路についての個別の相談に対応している《別添資料5：シラバス例》。
④ 留学生への対応	留学生からの相談にきめ細かに対応する目的から、法学研究科内に留学生相談室を設置している。 チューター制度を設け、学生相互の情報交換の活発化を図っている。
⑤ 学生の自主学習のための施設の提供	社会科学系図書館（平日 8:45～21:30、土・日 10:00～19:00） 法学研究科資料室（平日 9:00～17:00） ・資料室には、専任の職員を1名ないし2名配置。約700種類の雑誌が継続的に受け入れられ、配架。 ・D1-Law.com, ロー・ライブラリー、LLI や、Westlaw International, Hein Online, Juris 等のデータベースが利用可能。「法政情報室」の専任の助教が、データベースを保守・管理している。 大学院生のための24時間利用可能な院生研究室を提供。
⑥ 複数教員の指導を受けられる機会の設定	学内外の研究会への積極的参加が推奨されており、学位論文の中間報告会がそれらの研究会等で行われている分野も多く、大学院生が複数の教員の助言を得ながら研究を進められる状況になっていることが多い。

(水準)

期待される水準を上回る。

(判断理由)

本研究科では、法学・政治学領域の多様性に鑑み、幅広い内容の科目を提供してきたが、それと同時に、各履修コースの教育目的に沿って、それらの目的を達成できるよう体系的な教育課程を編成してきた。平成23年度からはDPを策定するとともに、これに基づいたCPを定め、従前からの方針を明らかにしている。また、平成25年度から、①学位論文の審査体制に関する定めを置くとともに、②成績評価の基準を設け、各授業科目の成績評価の方法について担当教員が受講生に明示するよう求め、③博士論文はインターネットで公表することを原則とするなど、成績評価・単位認定・学位授与の客観性確保に向けた取り組みも行ってきている。

グローバル社会への対応という要請に対しては、GMAP in Law コースを設置し、その他のコースに在籍する大学院生に対しても交換留学制度、ダブルディグリー・プログラム、EUについて学ぶプログラム、海外法律事務所でのインターンシップ、英語による授業・セミナー、英会話レッスンの提供等を行っている。

実践的問題解決能力を高める取り組みとして、平成26年度に開始されたSTPがあり、平成28年度からは博士後期課程に高度専門法曹コースを新設し、高度の実務的専門性を身に付けた法律家の養成をめざしている（平成28年度入試では13名が同コースに合格）。

仕事との両立が容易ではない社会人を支援するため、授業を夜間に開講し、長期履修制度も新設している（平成27年度から）。上記高度専門法曹コースでも、授業を夜間・休日に開講し、できるだけ多くの法律家に学修機会を提供しようとしている。

以上から、本研究科の教育課程は、学生や社会からのニーズに配慮して編成されているといえる。

## 神戸大学法学研究科 分析項目 I

授業構成についても、少人数による演習を軸とした密度の高い研究指導や、TA、RA 等も活用した指導を工夫している。予習復習事項のシラバスへの記載や資料室の整備等、学生の主体的な学習を支援するための環境整備も行っている。

## 分析項目Ⅱ 教育成果の状況

## 観点 学業の成果

(観点に係る状況)

1 教育成果の指標等を《資料 28》に示す。修士号取得者数、博士号取得者数とも安定した実績を残している。

《資料 28：平成 22 年度～27 年度 修了者数、退学者数、在籍学生数の推移》

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
修了者 (学位取得者)	修士	31	28	36	28	30	27
	博士	8	4	4	5	10	7
単位取得退学	後期課程	4	2	3	6	2	2
退学者(除籍含 む)	前期課程	0	3	0	0	0	4
	後期課程	5	6	3	2	6	4
在籍学生数	前期課程 【総定員数：80 名】	68	70	76	68	65	80
	後期課程 【総定員数：60 名】	62	63	67	68	57	58

2 《資料 29》に示したように、多くの博士論文では、情報や知的財産等、現代社会で関心の高い課題や、今後の国際関係に重要な意味を持つてくる中国、東南アジアの諸制度を題材とするものが多い。今後の日本の法学・政治学にとって重要な問題に関する最先端の研究成果であると評価することができ、次世代の研究者を養成するという法学政治学研究科の教育目的は達成されていると思われる。

また、平成 22 年度から 27 年度の間に、法学研究科の紀要である『神戸法学雑誌』に 15 名、『神戸法学年報』に 4 名の大学院生の論文が掲載された《資料 30》。これらの雑誌に論文が掲載された大学院生は、法学研究科における研究指導を通じて研究者として優れた能力を獲得したと評価できる。

平成 24 年度には当時博士課程前期課程 2 年次であった藪恭兵氏が外務省主催の「大学生国際問題討論会 2012」に参加し、最優秀賞である外務大臣賞を受賞している。

《資料 29：平成 22 年度～27 年度博士取得者・論文題名一覧》

学位取得日	氏名	専攻	論文題目
H23.3.7	古澤 康太	理論法学	帝国憲法 8 条の再考察
H23.3.25	楊 得 洲	理論法学	買収防衛とステークホルダーの利益
H23.3.25	儲 翔	理論法学	職務発明制度のあり方について一労使間の権利および利益の衡平の観点から中国、日本、米国の比較法的分析を試みる
H23.3.25	代 高 浩	理論法学	独占禁止法と知的財産権保護制度の均衡
H23.3.25	加藤 秀典	理論法学	コーポレート・ガバナンスにおける監査役機能研究
H24.3.25	金 香 子	理論法学	中国における公開買付規制の現状と展望一日・米・英・中の比較研究一

神戸大学法学研究科 分析項目Ⅱ

H24. 3. 25	吳 松 花	理論法学	東アジアにおける不動産物権変動法制の比較研究—二つの法システムの間を歩む
H24. 3. 25	Erika Louise Bastos Calazans	理論法学	Private Military and Security Companies: legal status, state, individual and corporate responsibility and developments on regulations
H24. 3. 25	梁 爽	理論法学	株主によるコーポレートガバナンスにおける情報閲覧請求権の意義—日本法、アメリカ法（デラウェア州）、中国法を比較対象として—
H24. 9. 25	大塚 理彦	理論法学	特許制度—米国における制度論的研究の我が国への適用に関する試み—
H25. 3. 25	佐藤 育己	理論法学	航空機ファイナンスにおける担保制度統一の現状—ケープタウン条約・航空機議定書の挑戦
H25. 3. 25	李 子傑	理論法学	インターネット上の名誉毀損をめぐる問題—日中の比較法的分析の試み
H25. 3. 25	任 張衛	理論法学	プロバイダの著作権侵害に対する責任について
H25. 3. 25	盛山 正仁	理論法学	公海上の航行の安全確保に関する国際法と国際協力の課題—ソマリア沖海賊の訴追を中心に—
H25. 9. 25	蘇 丹	理論法学	中国契約法における違約損害賠償範囲論—「契約法」113条1款を中心とした考察—
H26. 3. 25	松田 貴文	理論法学	契約法における任意法規の構造—自立・秩序・厚生をめぐる任意法規理論—
H26. 3. 25	高橋 和広	理論法学	法と自由に関する一憲法学的考察—ドイツ情報自己決定権論を題材に—
H26. 3. 25	柴 裕紅	理論法学	国際民事紛争における紛争解決システム—東アジア国際商事仲裁制度を中心として
H26. 3. 25	渡邊 公太	政治学	石井菊次郎と日本の戦中外交、1914年～1919年
H27. 3. 24	蔣 雪勤	理論法学	アメリカ・日本・中国の独占禁止法における企業結合規制の比較研究
H27. 3. 24	小島 真一	政治学	現代日本における制度改革期の政党組織と議員行動
H27. 3. 24	秦 正樹	政治学	政治関心の形成メカニズム：人は「政治」といかに向き合うか

H27.3.24	河村 敏介	理論法学	我が国における国民の司法参加の成立と展開 大正陪審制度から裁判員制度まで
H27.3.24	趙 瑞	理論法学	知的財産権と独占禁止法との交錯について— 術標準に関わる独占禁止法上の評価—

《資料 30：大学院生の論文の法学研究科紀要掲載数》

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
神戸法学雑誌	6	2	1	2	1	3
神戸法学年報	1	1	1	0	1	0

※ 本研究科では、研究者コース在学学生等が投稿できる『六甲台論集』を発行しているが、上記二つの紀要には、指導教員の推薦に基づき、編集委員会において審査・審議の上、優秀と判断された論文のみが掲載を許されている《別添資料 7：大学院生論文掲載資格要件》。

3 学業の成果に関する学生の評価をみると、在学生の「授業アンケート」の結果は極めて高い数値を示している《資料 31》。知的興味、知識見方、履修価値の「3項目平均」は毎回、4.5を上回っている。STP 指定科目や、平成 27 年度から受け入れられた実定法専攻の前期課程学生が受講している科目、同年度開設の GMAP in Law コースの授業アンケート結果の値も高い《資料 32、33、34、別添資料 8》。また、修了時アンケートによると、本研究科の修了者は、本研究科の教育に大いに満足していると回答している者が多い《資料 35、36》。特に、教員の指導の質の高さ、学生の水準の高さと多様性、研究資料の豊富さが本研究科の長所とされている《資料 37》。

《資料 31：法学研究科・授業アンケート》

①平成22年度前期							
項目	話し方	教材適切	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応	
平均値	4.56	4.45	4.45	4.60	4.46	4.69	
項目	理解工夫	教員意欲	分かり易さ	知的興味	知識見方	履修価値	3項目平均
平均値	4.45	4.62	4.43	4.56	4.62	4.48	4.55
②平成22年度後期							
項目	話し方	教材適切	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応	
平均値	4.79	4.62	4.69	4.57	4.65	4.82	
項目	理解工夫	教員意欲	分かり易さ	知的興味	知識見方	履修価値	3項目平均
平均値	4.60	4.77	4.65	4.88	4.78	4.66	4.77
③平成23年度前期							
項目	話し方	教材適切	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応	
平均値	4.77	4.63	4.69	4.64	4.68	4.80	

神戸大学法学研究科 分析項目Ⅱ

項目	理解工夫	教員意欲	分かり易さ	知的興味	知識見方	履修価値	3項目平均
平均値	4.72	4.79	4.67	4.78	4.82	4.73	4.77

④平成23年度後期

項目	話し方	教材適切	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応
平均値	4.69	4.63	4.72	4.57	4.52	4.75

項目	理解工夫	教員意欲	分かり易さ	知的興味	知識見方	履修価値	3項目平均
平均値	4.64	4.67	4.66	4.83	4.75	4.61	4.73

⑤平成24年度前期

項目	話し方	ノート	教科書	レジュメ	メディア	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応
平均値	4.68	4.44	4.51	4.54	4.00	4.49	4.69	4.31	4.65

項目	理解工夫	教員意欲	分かり易さ	知的興味	知識見方	履修価値	3項目平均
平均値	4.48	4.66	4.53	4.66	4.67	4.59	4.64

⑥平成24年度後期

項目	話し方	ノート	教科書	レジュメ	メディア	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応
平均値	4.73	4.54	4.73	4.76	4.40	4.72	4.70	4.57	4.77

項目	理解工夫	教員意欲	分かり易さ	知的興味	知識見方	履修価値	3項目平均
平均値	4.65	4.78	4.61	4.74	4.80	4.64	4.73

⑦平成25年度前期

項目	話し方	ノート	教科書	レジュメ	メディア	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応
平均値	4.69	4.38	4.67	4.56	4.29	4.57	4.64	4.46	4.69

項目	理解工夫	教員意欲	分かり易さ	知的興味	知識見方	履修価値	3項目平均
平均値	4.56	4.64	4.52	4.67	4.70	4.55	4.64

⑧平成25年度後期

神戸大学法学研究科 分析項目Ⅱ

項目	話し方	ノート	教科書	レジュ メ	メディ ア	授業進 度	シラバ ス	理解把 握	質問対 応
平均値	4.79	4.56	4.74	4.77	4.57	4.55	4.68	4.59	4.70

項目	理解工 夫	教員意 欲	分かり 易さ	知的興 味	知識見 方	履修価 値	3項目平 均
平均値	4.73	4.85	4.56	4.78	4.85	4.84	4.82

⑨平成26年度前期

項目	話し方	ノート	教科書	レジュ メ	メディ ア	授業進 度	シラバ ス	理解把 握	質疑応 答
平均値	4.85	4.63	4.79	4.58	4.40	4.79	4.74	4.82	4.92

項目	理解工 夫	教員意 欲	分かり 易さ	知的興 味	知識見 方	履修価 値	3項目平 均
平均値	4.79	4.87	4.79	4.80	4.81	4.80	4.80

⑩平成26年度後期

項目	話し方	ノート	教科書	レジュ メ	メディ ア	授業進 度	シラバ ス
平均値	4.90	4.77	4.83	4.75	4.40	4.68	4.88

項目	理解工 夫	教員意 欲	分かり 易さ	知的興 味	知識見 方	履修価 値	3項目平 均
平均値	4.84	4.85	4.78	4.79	4.77	4.74	4.77

⑪平成27年度前期

項目	話し方	ノート	教科書	レジュ メ	メディ ア	授業進 度	シラバ ス	理解把 握	質疑応 答
平均値	4.80	4.75	4.48	4.62	4.34	4.69	4.85	4.70	4.82

項目	理解工 夫	教員意 欲	分かり 易さ	知的興 味	知識見 方	履修価 値	3項目平 均
平均値	4.72	4.77	4.62	4.87	4.90	4.86	4.88

※大学院科目の場合、集計数が少ない（概ね各科目5-10枚程度）ため、数値が年毎に大きく変動しやすい。またアンケート実施科目が学期や年度毎に異なる。

※「3項目平均」は、知的興味、知識見方、履修価値の平均値。「知的興味」は、「授業の内容は知的興味を引くものだった。」という質問項目への回答を、「知識見方」は、「こ

神戸大学法学研究科 分析項目Ⅱ

の授業を受講して、新しい知識や物事の見方が得られた。」という質問項目への回答を、「履修価値」は、「この授業を受講することは、他の同級生や下級生にとっても有益である。」という質問項目への回答を表している。

※法学研究科の授業は、原則として、履修者数・回答者数が5名以上の場合にアンケートの対象となる（統計的有意性を一定程度確保するため）。

《資料 32：平成 27 年度前期授業アンケート（シチュエーション・トレーニング・プログラム指定科目の一科目）》

項目	話し方	ノート	教科書	レジュメ	メディア	授業進度	シラバス	理解把握
値	4.40	4.80	不使用	4.40	4.40	4.20	5.00	4.00

項目	質問対応	理解工夫	教員意欲	分かり易さ	知的興味	知識見方	履修価値	3項目平均
値	4.60	4.60	4.60	4.40	5.00	5.00	5.00	5.00

《資料 33：平成 27 年度前期授業アンケート（実定法の社会人コース・専修コース授業科目二科目の平均）》

項目	話し方	ノート	教科書	レジュメ	メディア	授業進度	シラバス	理解把握
平均値	5.00	4.80	不使用	4.90	4.60	4.90	4.80	4.70

項目	質疑応答	理解工夫	教員意欲	分かり易さ	知的興味	知識見方	履修価値	3項目平均
平均値	4.80	4.70	4.60	4.70	5.00	5.00	5.00	5.00

《資料 34：平成 27 年度前期授業アンケート（実定法の研究者コース授業科目二科目の平均）》

項目	話し方	ノート	教科書	レジュメ	メディア	授業進度	シラバス	理解把握
平均値	4.93	4.95	4.71	5.00	4.50	4.79	4.93	4.86

項目	質疑応答	理解工夫	教員意欲	分かり易さ	知的興味	知識見方	履修価値	3項目平均
平均値	4.93	4.93	5.00	4.76	4.93	4.86	4.86	4.88

《資料 35：平成 26 年度博士課程前期課程修了時アンケート》

	大いに身についた	どちらかといえば身についた	どちらともいえない	どちらかといえば身につかなかった	全く身につかなかった
①深い学識	4	2	0	0	0
②高度の専門知識	4	1	1	0	0
③英語等の外国語能力	0	3	3	0	0
④総合的なものの見方	3	2	0	1	0
⑤高い倫理観	2	1	2	1	0
⑥課題を設定し解決していく能力	4	0	1	1	0

⑦コミュニケーション能力	2	3	1	0	0
⑧多様な価値観・異文化に対する理解	2	1	3	0	0
⑨プレゼンテーション能力	4	1	0	1	0
⑩コンピューターを使う（情報処理）能力	4	1	1	0	0

	大いに満足している	ある程度満足している	どちらともいえない	あまり満足していない	全く満足していない
⑪神戸大学で受けた教育に満足していますか。	5	1	0	0	0

《資料 36：平成 26 年度博士課程後期課程修了時アンケート》

	大いに身についた	どちらかといえば身についた	どちらともいえない	どちらかといえば身につかなかった	全く身につかなかった
①深い学識	2	0	0	0	0
②高度の専門知識	2	0	0	0	0
③英語等の外国語能力	0	1	1	0	0
④総合的なものの見方	2	0	0	0	0
⑤高い倫理観	1	1	0	0	0
⑥課題を設定し解決していく能力	2	0	0	0	0
⑦コミュニケーション能力	1	1	0	0	0
⑧多様な価値観・異文化に対する理解	1	1	0	0	0
⑨プレゼンテーション能力	0	2	0	0	0
⑩コンピューターを使う（情報処理）能力	0	1	1	0	0

	大いに満足している	ある程度満足している	どちらともいえない	あまり満足していない	全く満足していない
⑪神戸大学で受けた教育に満足していますか。	2	0	0	0	0

《資料 37：修了生からみた神戸大学大学院の良さ》

○ 大学で教職に就職した修了生（平成 22 年 3 月博士課程後期課程修了）
「神戸大学大学院の最大の魅力は、日本の法学・政治学をリードする先生方による高水準な研究指導と、落ち着いた勉学環境の両立がはかれる点にあります。自らがより高みを目指せば、それに十分応えるものを神戸大学法学研究科は与えてくれると思います。」
○ 大学で教職に就職した学生（平成 22 年 3 月博士課程後期課程単位修得退学）

「各分野の第一線で活躍される先生方から、丁寧かつ熱心なご指導を受けることができます。また授業などを通じて留学生や社会人院生と交流することにより、自分の視野を広げることができます。神戸大学は研究に必要な資料も豊富に揃っており、高い水準の研究環境が確保されています。」

○ 兵庫県へ入職した修了生（平成 25 年 3 月博士課程前期課程修了）

「日本の政治学会をリードする偉大な教授の方々が集まっており、質の高い指導を受けることができます。行政学分野だけでなく政治学の教授や国際関係の教授からもアドバイスをいただけ、多角的な視点を持つことを意識することができます。また、志の高い院生仲間と日々議論し、お互いを刺激しあえる環境があります。」

○ 神戸市へ入職した修了生（平成 22 年 3 月博士課程前期課程修了）

「オープンな雰囲気のある政治学・行政学担当の先生方のおかげで、関心のあった政治過程論について、より専門的に学ぶ機会を得ました。」

○ 弁護士を務める修了生（平成 26 年 3 月博士課程前期課程修了）

「講義は、少人数のゼミ形式が多く、高度な議論となることもありましたが、どの先生も親切できめ細やかに指導してくださいました。また、様々な経歴を持つ学生が集まっているが故に、多角的な視点から有益な議論がなされ、刺激を受けることも多かったです。現在は弁護士業に集中していますが、本研究科での経験が活かしていると実感することも少なくありません。」

○ 国家公務員として勤める修了生（平成 26 年 3 月博士課程前期課程修了）

「国際法分野での研究及び教授指導の実績豊富な教官が多く在籍され、また研究資料や施設等が十分に整備されるなど、素晴らしい研究環境が整っている神戸大学を志望し、幸運にも研究する機会を得ることができました。」

※「修了生からのメッセージ」神戸大学大学院法学研究科案内（平成 27 年 3 月発行）

（水準）

期待される水準を上回る。

（判断理由）

本研究科では、修士号・博士号取得者数とも安定した実績を残しており、博士論文では最先端のテーマが扱われている。また、在学時・修了時の学生を対象としたアンケート結果でも高い満足度が示されていること、大学院生の論文が毎年、法学研究科の紀要に掲載されていること、学生の受賞等から、学業の成果は期待される水準を上回ると判断する。

## 観点 進路・就職の状況

（観点に係る状況）

1 博士課程前期課程修了者の就職先は、受入学生が多様であることを反映して多岐にわたる《資料 38》。

《資料 38：博士課程前期課程修了者の就職状況》

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
国家公務員	4	5	4	2	2	3
地方公務員	2	3	1	4	3	1
サービス業（法務）	2	2	2	1	3	3
サービス業（その他）	0	0	2	1	0	2
金融・保険業	0	0	0	0	0	1
教員 大学	0	1	0	0	0	0
製造業等	1	8	1	4	5	1
資格試験勉強	0	0	0	0	0	1
進学勉強	0	0	0	0	0	1
進学	4	10	11	6	4	8
未定	2	0	2	7	5	5

※学校基本調査より作成

《資料 39：博士課程後期課程単位取得退学・修了者就職状況》

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
国家公務員	0	1	0	1	1	0
地方公務員	0	1	0	0	0	0
教員（大学）	6	4	1	0	4	1
サービス業	2	0	1	0	1	0
未定	1	2	0	0	1	2

※学校基本調査より作成

2 博士課程前期課程修了者の進路は「進学」が多く《資料 38》、博士課程後期課程修了者は、大学教員となる者が多い《資料 39》。本研究科は、平成 27 年度から前期課程研究者コースを実定法についても開放し、研究者養成を強化しようとしている。他方で、研究者志望学生が教職に就くためには困難を伴うことも多い。そこで平成 27 年度に、平成 22 年度から 26 年度の間博士課程後期課程を修了し現在日本で教職に就いていることが確認できた修了生の元指導教授に対し、大学院生を教職に導くために有効と考えられる在学中の教育・指導のあり方に関して意見を徴する機会を設けた。その結果、本研究科の授業及び指導教授の指導が当該修了生の研究遂行の土台を築くことに寄与していること、さらに、その積み重ねの結果として博士課程後期課程を修了し、かつ高い水準の博士論文を執筆できたことが当該修了生の就職の条件として機能したことが分かった。また、本研究科が運営する学際的な研究教育プログラムへの参加が当該修了生の就職後の研究成果につながっている例、指導教授の方針に基づき学外で多方面において経験を積んだことが当人たちの成長や就職につながった例が挙げられ、就職後の修了生の研究教育活動に、本研究科が提供した様々な資源が反映されていることが窺えた。

3 修了生の就職先として相対的に多いのは「公務員」であり、平成 25 年度に、修了生の就職実績のある兵庫県庁・神戸市役所にインタビューを行った《別添資料 9》。神戸大学の修了生は基本的な能力に優れ、トータルバランスの良い人物が多いとの高い評価を受けた。

4 修了生へのアンケートも実施し、在学時の教育・研究指導が現在の仕事に役立っているかとの問いに対し、回答の殆どが肯定しており、本研究科の教育の有用性を確認できた《資料 40》《別添資料 10》《別添資料 11》。

《資料 40：修了者アンケート質問項目と結果》

(質問事項)	
1	神戸大学大学院法学研究科における教育・研究指導は、満足のいくものでしたか？
2	神戸大学大学院法学研究科における単位の認定・成績の評価は、適切に行われたとお考えですか？
3	神戸大学大学院法学研究科における教育・研究指導は、現在の仕事に役立っていますか？
4	(自由記述欄)
<b>(結果)</b> 主として平成 22・26 年度の、前期課程修了者、後期課程修了者及び後期課程単位取得退学者の合計 22 名が回答	
質問 1	平均値 4.77 (「大変満足している」を 5、「まずまず満足している」を 4、「どちらともいえない」を 3、「あまり満足していない」を 2、「満足していない」を 1 として算出)
質問 2	平均値 4.73 (「大変適切であった」を 5、「まずまず適切であった」を 4、「どちらともいえない」を 3、「あまり適切でなかった」を 2、「適切でなかった」を 1 として算出)
質問 3	平均値 4.55 (「大変役立っている」を 5、「まずまず役立っている」を 4、「どちらともいえない」を 3、「あまり役立っていない」を 2、「役立っていない」を 1 として算出)

(水準)

期待される水準を上回る。

(判断理由)

就職・進学の様子は良好である。また、本研究科の学業の成果が進路先・就職先においてどのように生かされているかについて、就職先インタビュー、博士課程後期課程修了者の元指導教授へのヒアリング及び修了後アンケートを通じて把握するよう試み、本研究科の教育の適切性・有効性を確認した。本研究科の進路・就職の様子は、期待される水準を上回ると判断する。

### Ⅲ 「質の向上度」の分析

#### (1) 分析項目Ⅰ 教育活動の状況

##### 事例① 研究者及び高度の能力を備えた人材を育成するためのコースの新設・改革

平成 27 年度から博士課程前期課程に GMAP in Law コースを、平成 28 年度から博士課程後期課程に高度専門法曹コースを新たに設置した《資料 3、10、16、24》。国際的競争力のある法律家の養成を目的とする。平成 27 年度にはこのほか、前期課程において、実定法分野の研究者コース・専修コース専攻学生の受入れを再開し、専修コースの「外国人特別学生」入試を開始した《資料 10》。より多くの多様な法学研究者を育成し（研究者コース）、学部段階以上に高度な問題解決能力を備えた優れた人材を育成する（専修コース）ことを目指している。同年度からは、より多くの社会人大学院生に高度な専門性を身につける機会を与えるべく、長期履修制度も設けた《資料 10》。その結果、平成 27 年度入試では志願者数・合格者数が増加し《資料 11》、学生現員数と定員数がほぼ一致するに至った《資料 28》。後期課程の高度専門法曹コースには、平成 28 年度入試において 13 名が合格した（12 名が入学）。以上から、一連の大学院改革は、法学・政治学分野における研究者、高度な問題解決能力を備えた人材及び国際的競争力のある法律家に対する社会的ニーズに即したものであったといえる。

新規に導入された制度のもとで入学した学生も、本研究科の授業を高く評価している。GMAP in LAW コースの授業も《別添資料 8》、実定法を専攻する研究者コース・専修コース学生が履修した授業も《資料 33、34》、いずれも高い評価を受けている。こうした評価から、上記の改革の内容・水準は社会・学生の要請に応えるものであるといえる。

##### 事例② 国際性を備えた人材育成のための取組み

事例①で述べた前期課程・GMAP in Law コースと後期課程・高度専門法曹コースの新設・拡充は、国際的貢献能力の高い人材の育成を目的とするものでもある。この目的に向けて本研究科では様々な取組みを展開している《資料 5》。

学生交換協定の締結校数は、平成 22 年度以降倍以上に増加しており、その所在国も欧州・アジアの様々な諸国を含んでおり、学生の多様な関心に応えられる態勢を整えている《資料 22》。平成 25 年度には、本研究科と海外協定大学の双方から学位を取得できるダブルディグリー・プログラムが設けられた。本研究科前期課程（政治学専攻）在学中の学生は、海外協定大学（イギリスのエセックス大学又はポーランドのヤゲヴォ大学）に 1 年留学できる。日本から送り出す交換留学生数も増加傾向にあり《資料 23》、平成 27 年度に開始されたダブルディグリー・プログラムでも 2 名の学生が派遣された。

海外の法律事務所でのインターンシップにも力を入れている。マレーシアの法律事務所には延べ 80 名以上を送り出してきた。平成 27 年度からは台湾・ベトナムについても同様のインターンシップが開始された。

平成 26 年度からは、アジアの学生が、アジアに関連するビジネス法を中心とした最新の重要問題を学ぶサマースクールを開始している。平成 23 年度からは毎年、外国人研究者も参加する Kobe Sakura Seminar が、政治学専攻の教員が中心となって開催されている。

特に EU については、「EUIJ 関西」幹事校として、豊富な学修機会を提供してきている《資料 4》。

##### 事例③ 実践的教育の展開

パブリック・コミュニケーション・センター（PCC）は平成 23 年度から本研究科に設置された《資料 4》。パブリック・コミュニケーションとは、公的な問題の解決策を見出し、その実現のために様々な利害関係者を説得することを指しており、情報のインプット・アウトプットに関し、方法論の修得と実践的な経験の蓄積を重視した教育を行っている。平成 23 年度から平成 25 年度は国際公共人材育成プログラムが、平成 26 年度からはシチュエーション・トレーニング・プログラムが、実施されている。後者は、法的・政治的な意思決定の場面（模擬安保理、模擬商事仲裁等）を仮構し、学生が自らをプレイヤーの立場

に置く経験を積み、実務的・実践的な課題の発見・遂行能力を高めることを目標とする。

実践的教育の重視という方針は、海外インターンシップが教育課程に組み込まれている GMAP in Law コースにおいても重視されている。

PCC を利用していた学生の受賞暦、授業アンケートの結果《資料 32》、方法論の習得に重点を置く教育体制が修了生から高く評価されていること《別添資料 11》から、実践性を重視した教育の効果を確認できる。

(2) 分析項目Ⅱ 教育成果の状況

**事例① 授業アンケート・修了時アンケートの実施及びその結果**

在学生を対象とした授業アンケートでは、「知的興味をひくものだった」、「新しい知識や物事の見方が得られた」、「他の学生にこの授業を履修することを勧めたい」という三つの質問項目の平均値は、平成 22 年度から 27 年度まで一貫して極めて高い値を示している《資料 31》。修了時アンケートでも殆どが大いに満足していると回答しており、高い教育成果を確認できる《資料 35、資料 36》。

正誤表 学部・研究科等の現況調査表（教育）

神戸大学法学研究科

	頁数・行数等	誤	正
1	8-5 ページ 下から 5～4 行目	「・広範な海外の大学との学生交換協定の締結《資料 21》 ・海外の大学で修得した単位に関する互換性の保証《資料 20》」	「・広範な海外の大学との学生交換協定の締結《資料 22》 ・海外の大学で修得した単位に関する互換性の保証《資料 21》」
2	8-8 ページ 6～7 行目	「理論法学後期で <u>1.05</u> 名、政治学前期で <u>3.4</u> 名、政治学後期で <u>2.6</u> 名となっております」	「理論法学後期で <u>1.08</u> 名、政治学前期で <u>3.0</u> 名、政治学後期で <u>2.3</u> 名となっております」